

(4) 保育施設 D

①建築物の構造

- ・準耐火建築物（？）（3階建ての2階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋内直通階段×1(a)、屋内避難階段×1(b) →不適

(a)屋内直通階段側がメイン入口で、保育施設に直結。木枠ガラス入りの框扉で管理用シャッターつき（写真4-1）。

(b)屋内避難階段は、保育施設を周回する廊下に接続。保育施設と廊下との区画は不燃区画。

*周回廊下は(a)階段にも接続しており、(a)、(b)とも入口部分には煙感知器連動の防火扉が設置されている。また、両者とも管理用シャッターが設けられている（写真4-2）。

→元々の設計が、周回廊下側を入口とした店舗（主として飲食）を想定したものである（写真4-3）。



写真4-1 メイン入口



写真4-2 廊下から(a)階段

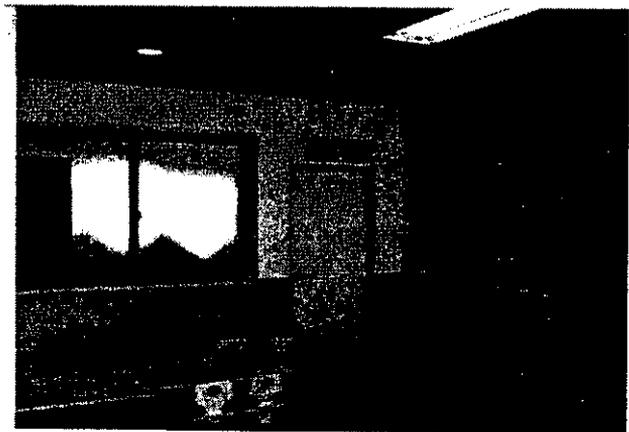


写真4-3 保育室から廊下への出口

<改修の可能性>

- ・廊下と施設とを防火区画することは非常に困難と思われる。
- ・前面道路側に、幅約1.2mのテラス（転落防止の措置は無し）が設けられており、この部分を有効なバルコニーへ改修することは可能か（転落防止措置、ガラス建具の変更（網入りガラスへ）などが必要）（写真4-4、5）。
- ・避難施設までの距離の最大＝19.8m →適合



写真4-4 室内からテラスを見る

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンターは枠のみで常開、出入口は木製引戸（写真4-6）。
- ・火気設備は、3口コンロ付きのガス台、ガスオーブン（写真4-7）。

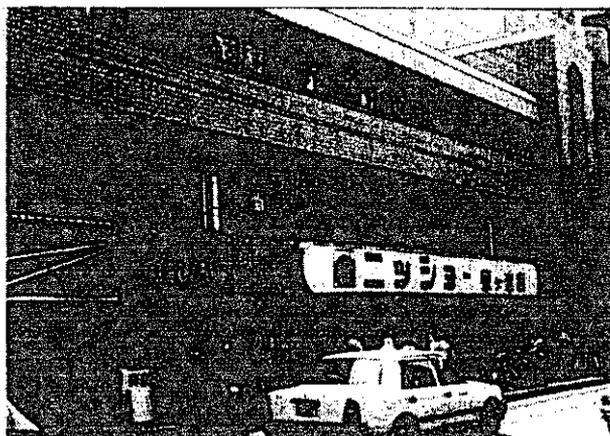


写真 4-5 テラス外観

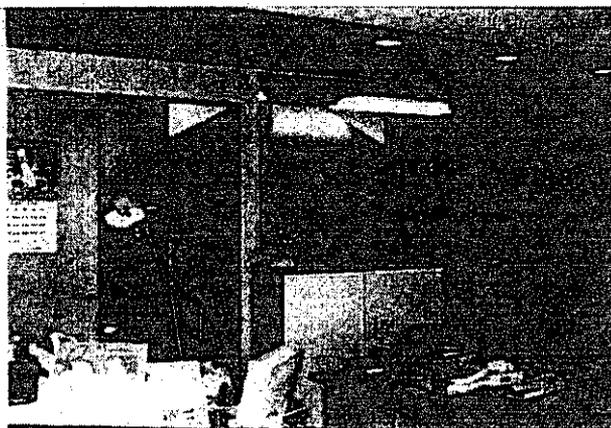


写真 4-6 調理室区画の状況

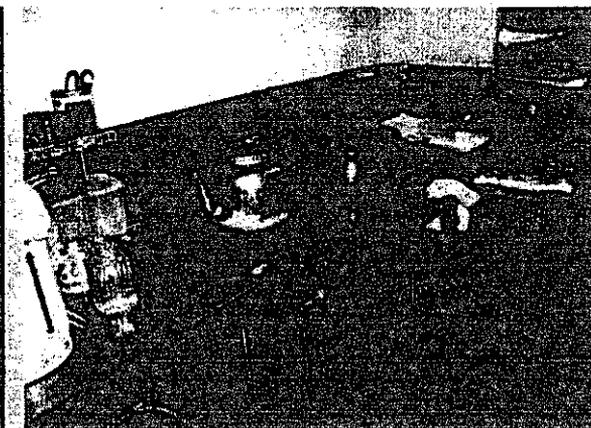
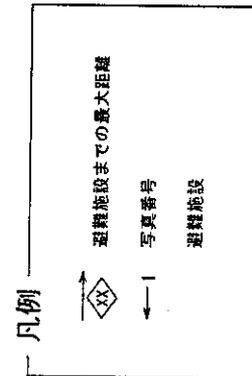
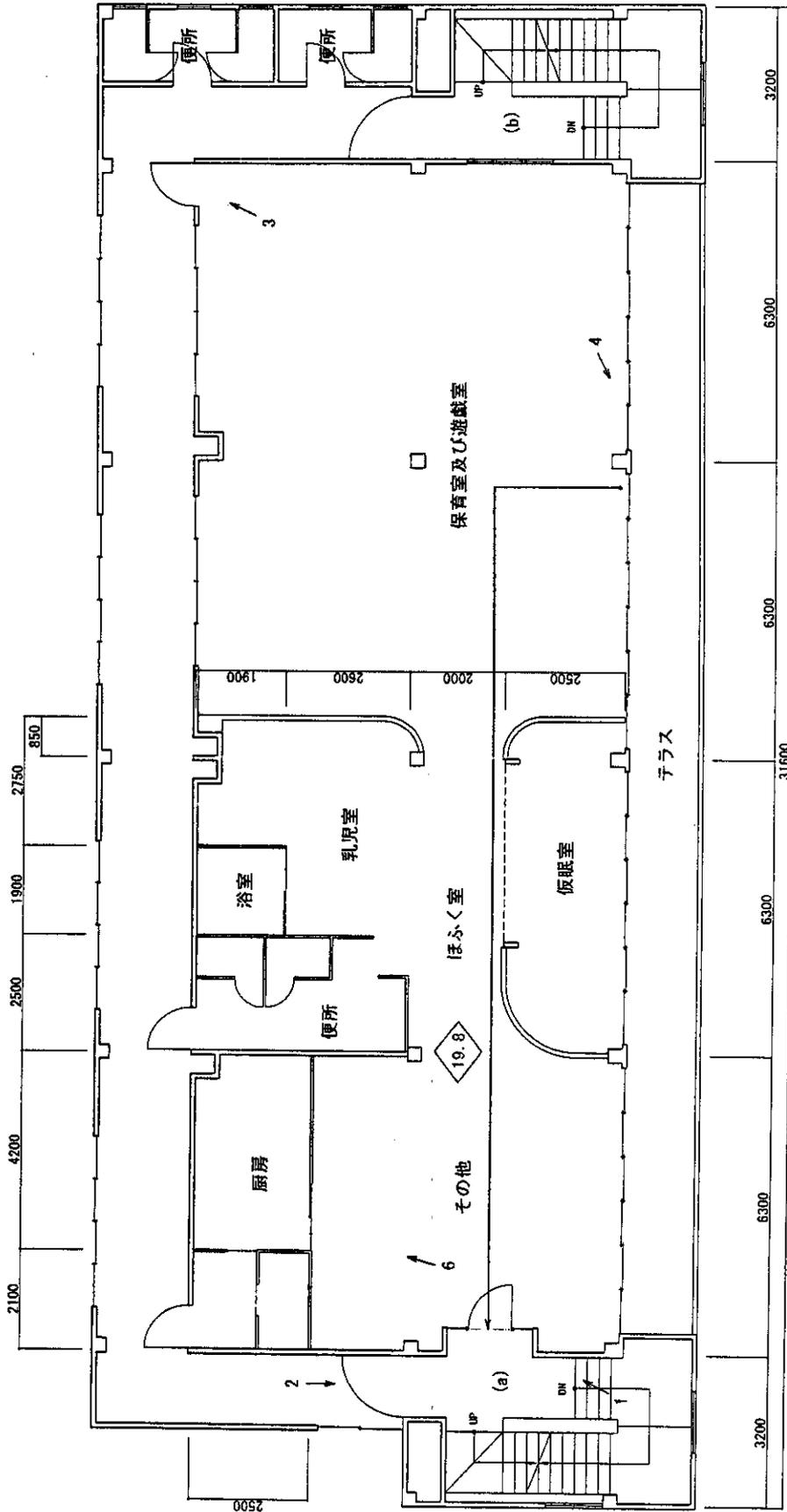


写真 4-7 調理設備



保育施設 D S=1:100

(5) 保育施設 E

①建築物の構造

- ・耐火建築物（3階建ての2階に入居（駅舎ビル内））→適合

②避難施設の構造

- ・屋内避難階段×2(a)、(b) →不適

(a)屋内避難階段側がメイン入口。入口は施設に直結（写真 5-1）。2階にこの階段を共有する施設はない。また当該階段の1階ロビーは飲食店舗入口と共用（写真 5-2）。

(b)屋内避難階段は施設に直結（写真 5-3）。1階、2階ともこの階段を利用する施設なし（1階は直接外部（写真 5-4）へ）。また(b)階段には、付室が存在するが、上述のように施設から直接階段に出られる出口（特定防火設備）が設けられている。

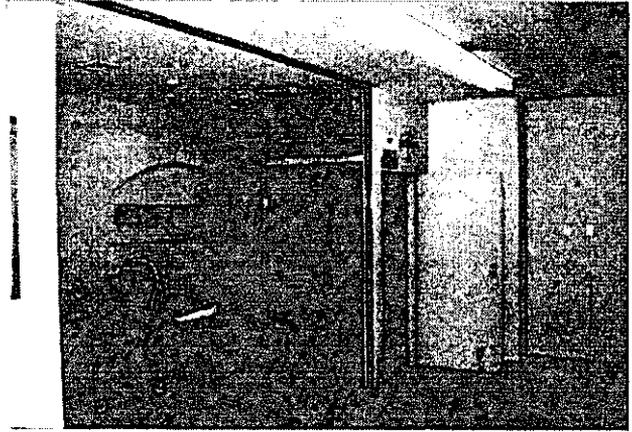


写真 5-1 (a)階段からメイン入口

<改修の可能性>

- ・(b)階段の付室の活用が可能。また、案件(2)の場合と同様に、当該階段の1階は直接外部に出られるので、1階用途からの煙汚染は無く、機能的な要件は満足していると考えられる。
- ・避難施設までの距離の最大 = 29.5m →適合

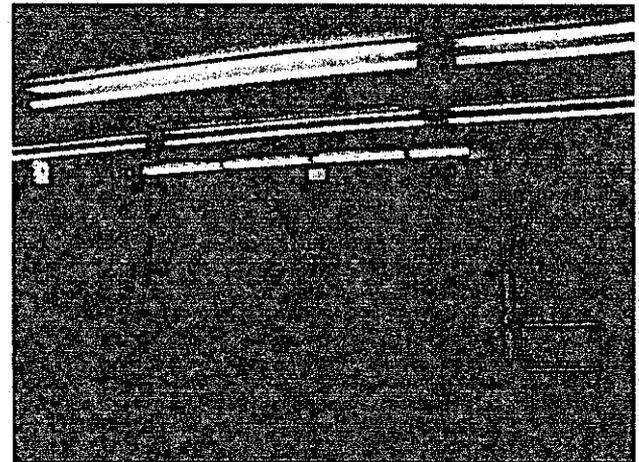


写真 5-2 1階ロビー

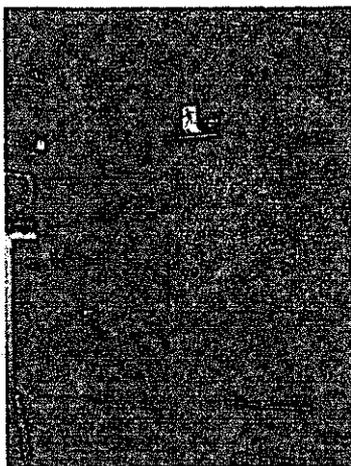


写真 5-3 (b)階段入口

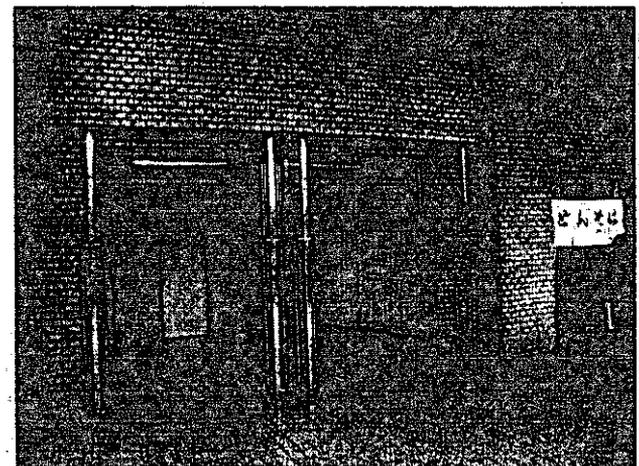


写真 5-4 (b)階段の1階入口

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンター・出入口とも網入りガラス+アルミサッシ製引戸（写真5-5）。
- ・火気設備は、3口コンロ付きのガス台、ガスオーブン（写真5-6）。

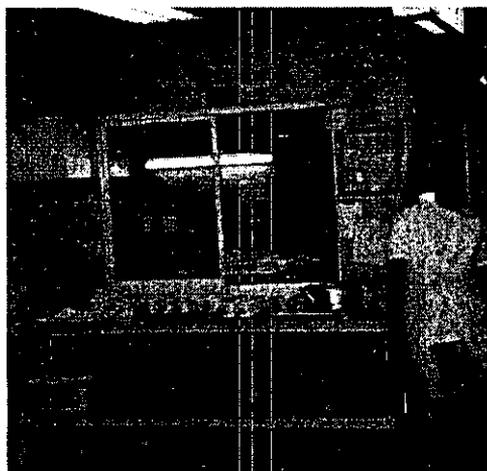
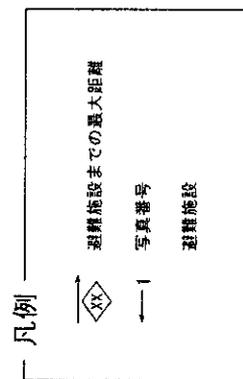
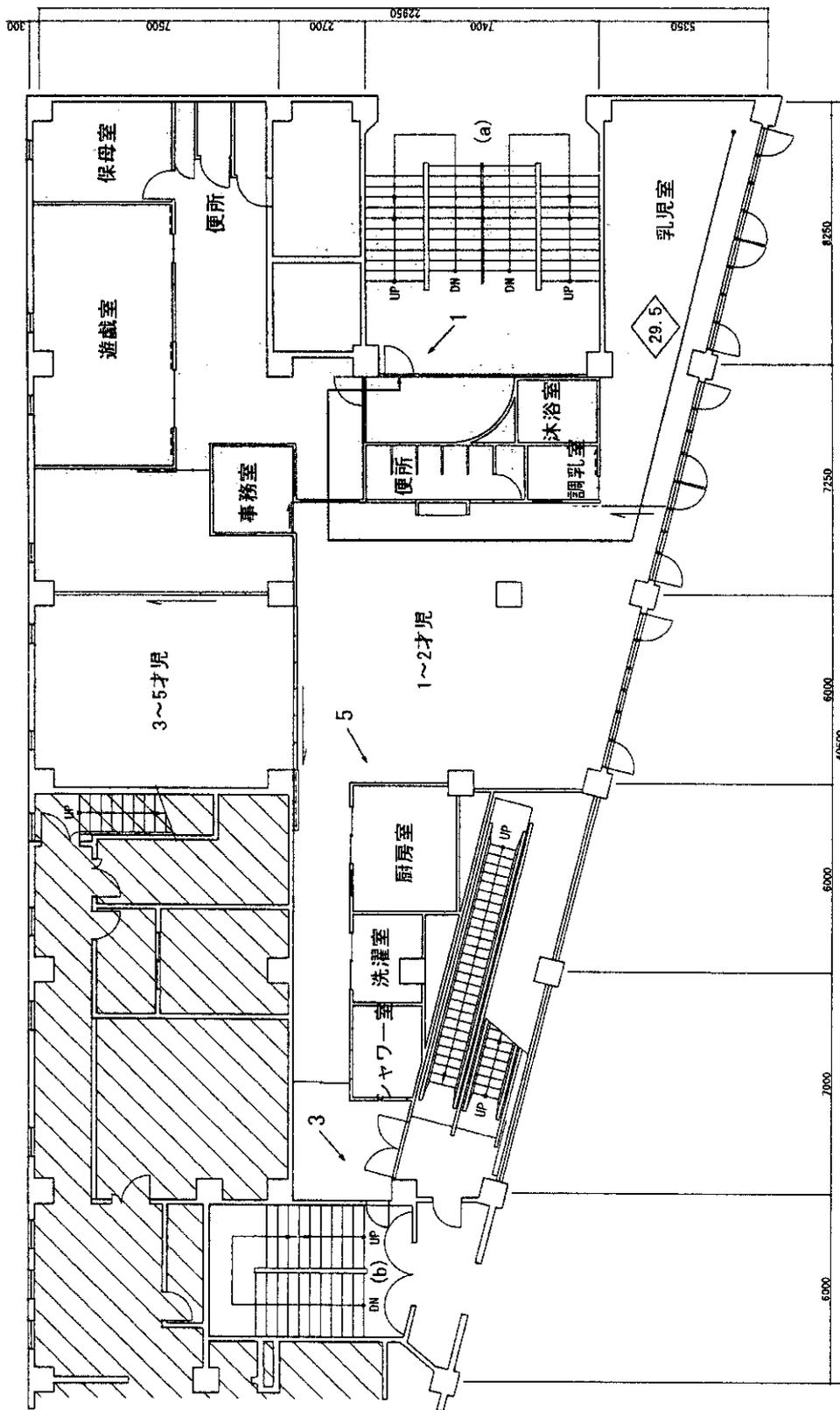


写真 5-4 調理室カウンター



写真 5-6 調理設備



保育施設 E S=1:150

(6) 保育施設 F

①建築物の構造

- ・耐火建築物（6階建ての2階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋内避難階段×2(a)、(b) →不適

(a)屋内避難階段側がメイン入口（写真 6-1）。共用廊下を経由して接続。当該階の他施設（共用廊下を共用する施設）の用途は、診療所（写真 6-2）。

(b)屋内避難階段は、保育施設に直結。(b)階段の1階出口近くの屋外への扉は、隣地境界に設けられたブロック塀によって開けることができず、(a)階段と同じ1階ロビーを経由して屋外に出ることとなっている。



写真 6-1 メイン入口

<改修の可能性>

- ・(a)階段前に付室を設けることは可能であるが、元々の共用廊下面積が小さいので、避難安全性が高まる効果は期待できない。
- ・当該階の他施設（診療所）を経由することによって、前面道路に面したバルコニー（約35m²）を利用することができる（写真 6-3）。診療所の診療時間中は利用が可能であるが、診療時間外での利用方法を考慮する必要がある。

- ・避難施設までの距離の最大=17.2m →適合

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンターはなし。出入口は網入りガラス+アルミサッシ製引戸。
- ・火気設備は、2口コンロ+グリル付きのガス台（写真 6-4）。



写真 6-2 (b)階段入口

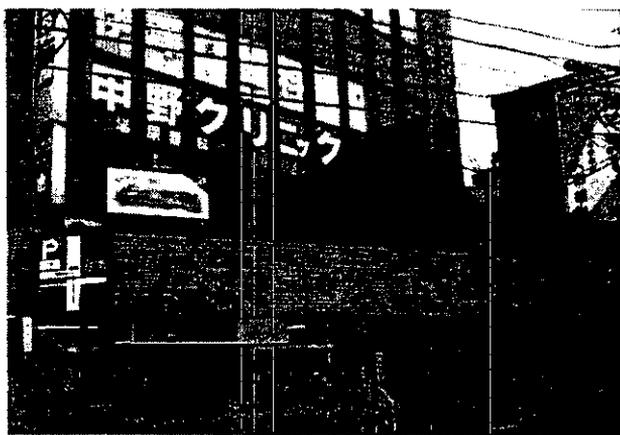


写真 6-3 バルコニー外観

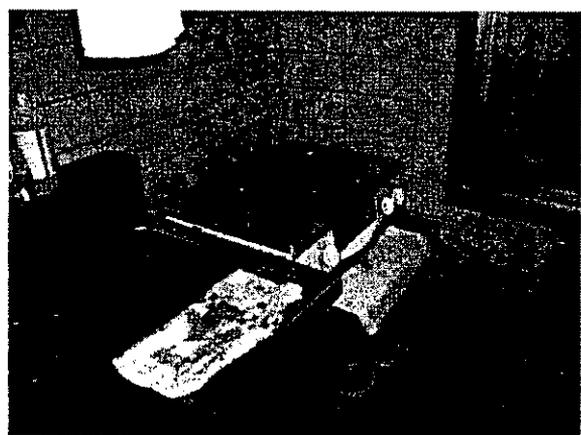
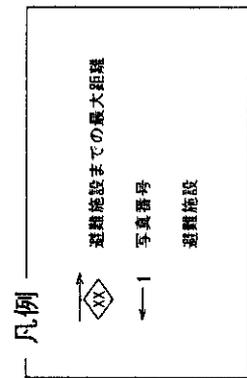
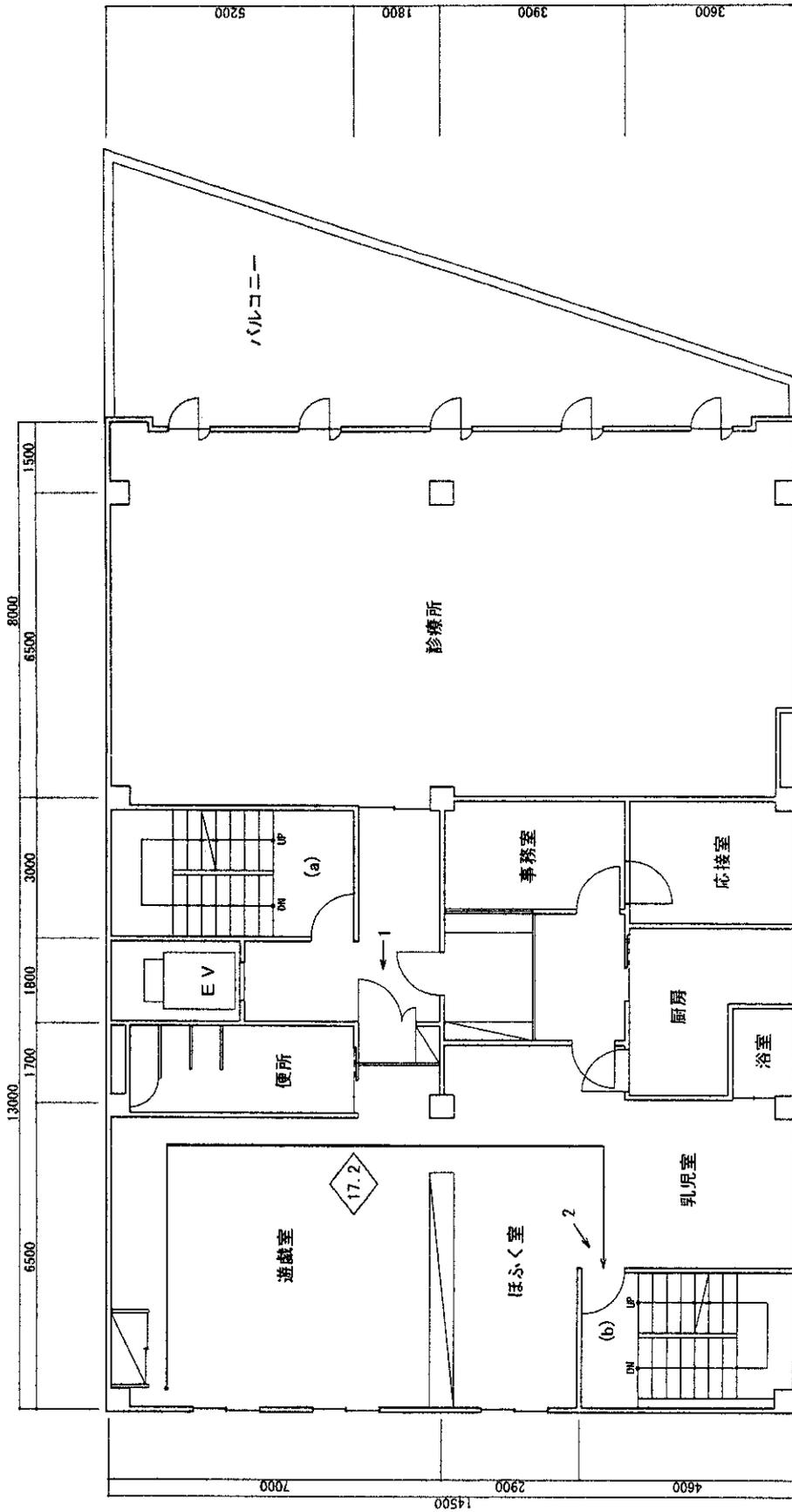


写真 6-4 調理設備



保育施設 F S=1:100

(7) 保育施設 G

①建築物の構造

- ・耐火建築物（5階建ての2階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋内避難階段×2(a)、(b) →不適合

(a)屋内避難階段側がメイン入口。
階段室に直結。建具はガラス框
扉（写真7-1）。

(b)屋内避難階段は、鉄砲階段で1
階出口は直接外部に通じる（写真
7-2、7-3）。

<改修の可能性>

- ・付室の設置など、建築的な改修
は不可と思われる。ただし、案
件(2)、(5)の場合と同様に、(b)
階段の1階は直接外部に出られ
るので、1階用途からの煙汚染は無く、機能的な要件は満足していると考え
ることできる。
- ・避難施設までの距離の最大=13.5m →適合



写真7-1 メイン入口

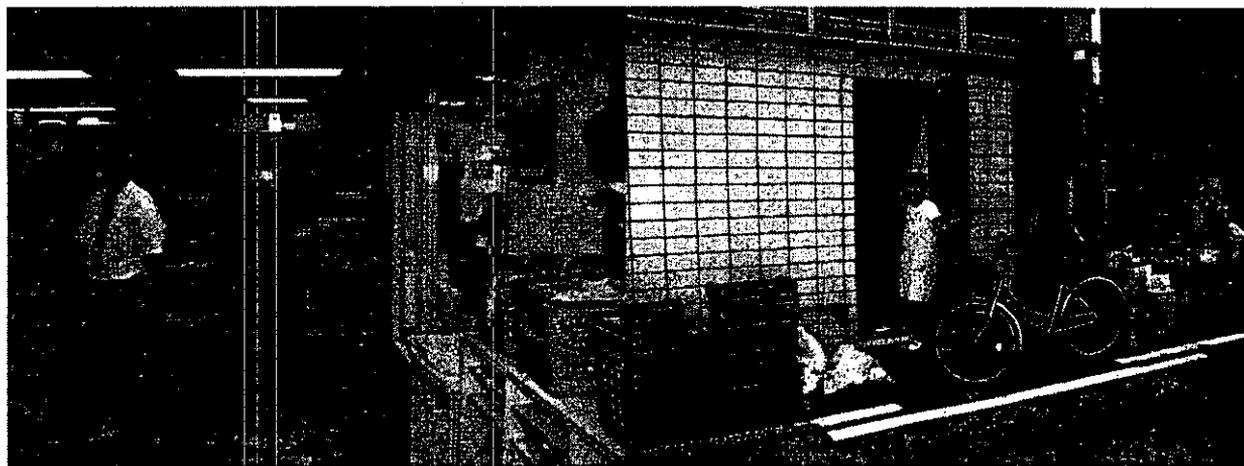


写真7-2 (b)階段入口

写真7-3 (b)階段屋外入口

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求は
ない。
- ・不燃壁で区画化。カウンターはなし。出入口は
木製引戸（写真7-4）。
- ・火気設備は、2口コンロ+グリル付きのガス台
（写真7-5）。



写真7-4 調理室入口

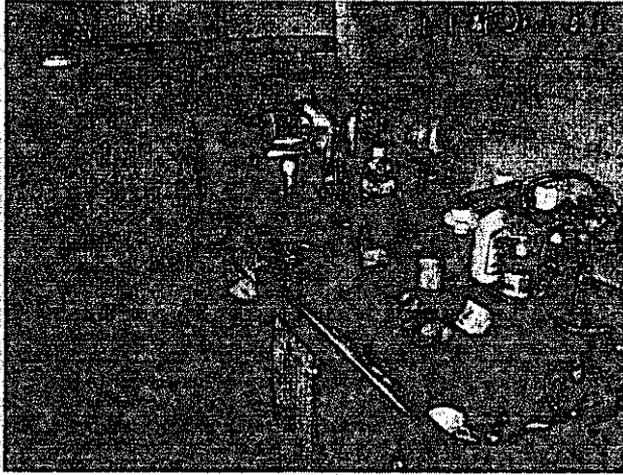
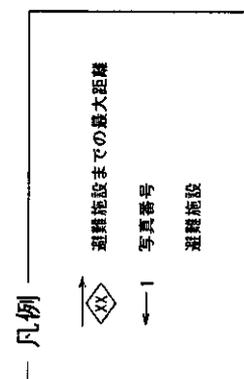
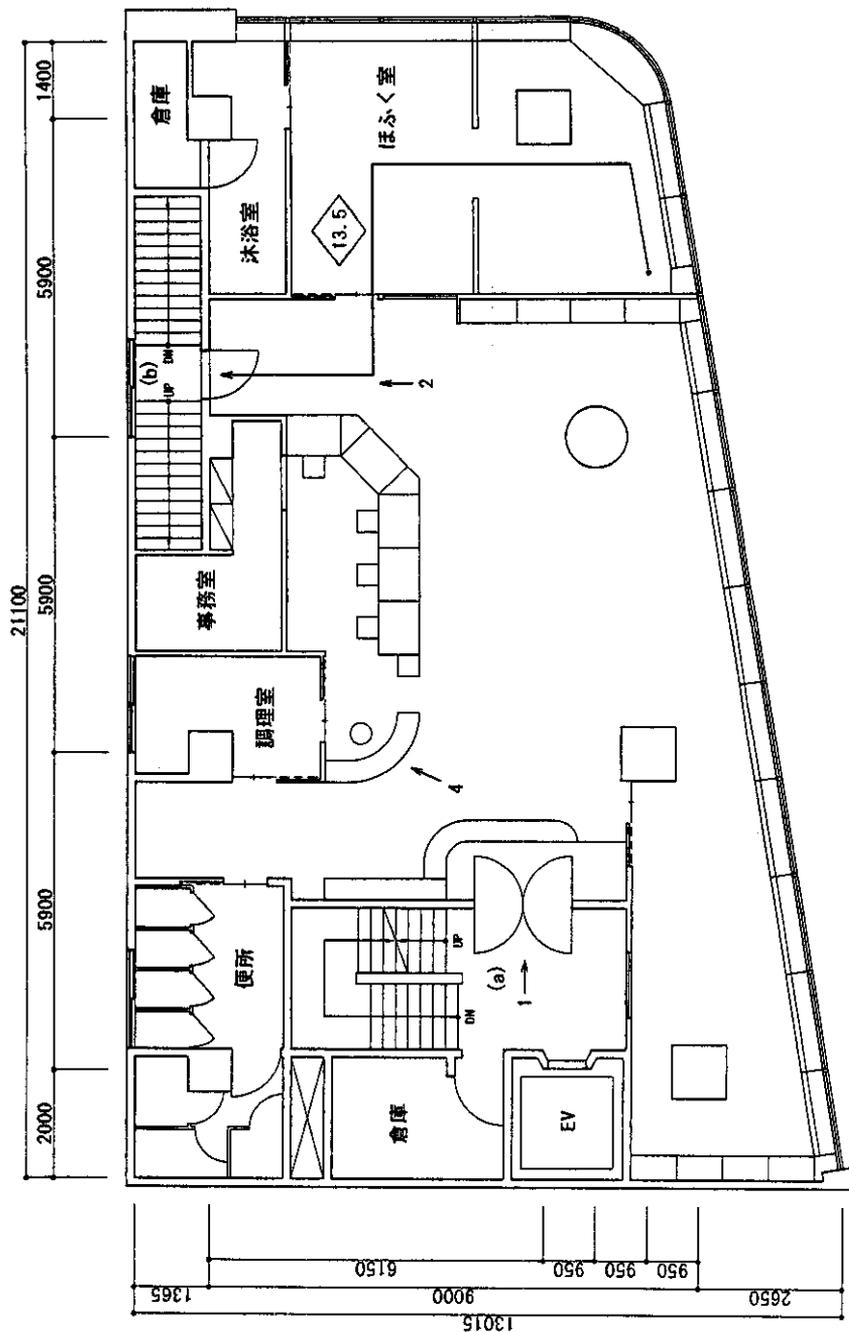


写真 7-5 調理設備



保育施設 G S=1:100

(8) 保育施設 H

①建築物の構造

- ・耐火建築物（40階建ての2階に入居）→適合
→2階以下のテナント貸しスペースと共同住宅部分とは消防法施行令第8条による区画がなされている。

②避難施設の構造

- ・屋内直通階段(a)、屋外直通階段(b)
→適合

メインの入口は、エレベータホールで階段利用はない（写真8-1）。

(a)屋内階段は、保育施設直結で、他テナント（美容室）と共用（写真8-2）。

(b)屋外階段（写真8-3）は、他テナント（診療所）を經由。非常時には、診療所入口の扉が開錠するシステムとなっている。

- ・避難施設までの距離の最大＝24.7m →適合

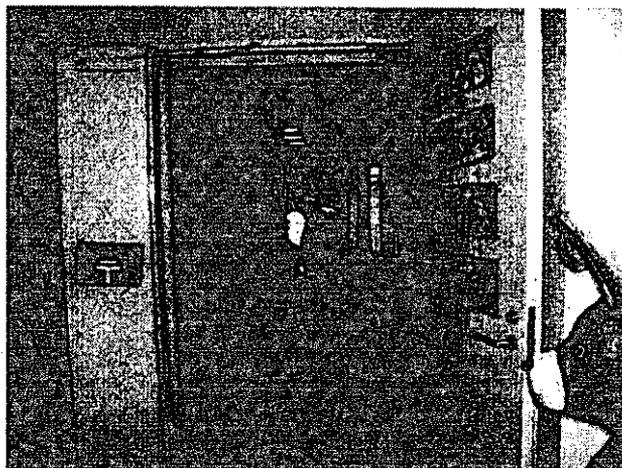


写真 8-1 メイン入口



写真 8-2 (a)階段

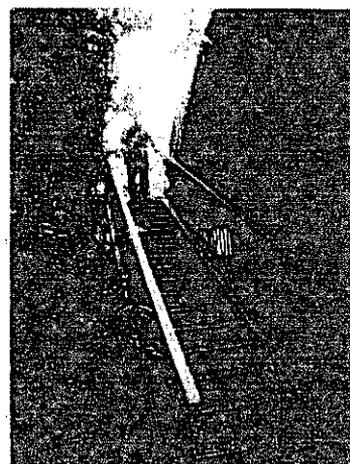


写真 8-3 (b)階段

③調理室の構造

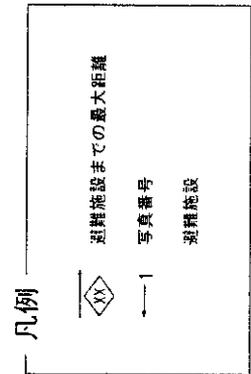
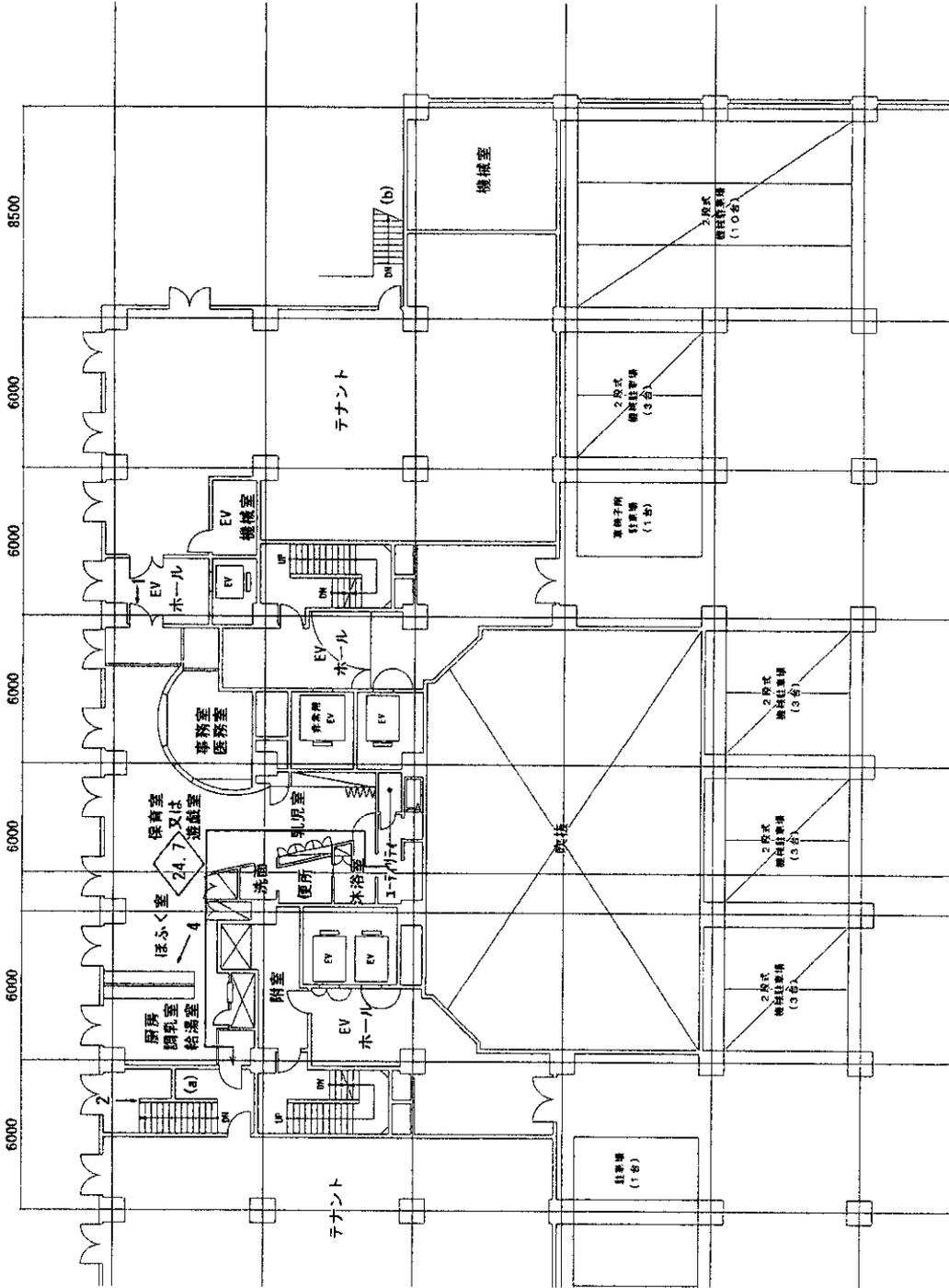
- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンターは枠のみで常開（写真8-4）。出入口も三方枠。園児の侵入防止措置あり。
- ・火気設備は、2口コンロ+グリル付き（グリルは使用せず）のIH台（写真8-5）。



写真 8-4 調理室カウンター



写真 8-5 調理設備



保育施設 H S=1:200

(9) 保育施設 I

①建築物の構造

- ・耐火建築物（13階建ての2階に入居）→適合
→2階以下のテナント貸しスペースと共同住宅部分とは消防法施行令第8条による区画がなされている。

②避難施設の構造

- ・屋外直通避難階段(a)、屋内直通階段(b)、バルコニー(c) →適合
(a)屋外直通階段側がメインの入口（写真 9-1）。また(c)バルコニーは建物周囲に設けられている（写真 9-2）ので、(a)階段と対角にある屋外階段（建物全体としてのメインエントランス側となる）から、当該バルコニーを通過して入口に来ることも可能。(a)階段は、(c)バルコニーを介して接続。



写真 9-1 (a)階段（メイン入口）



写真 9-2 周回バルコニー

- (b)屋内直通階段は、中廊下（1階からの吹抜け）を介して接続（写真 9-3）。保育施設から、中廊下への出入口（写真 9-4）は通常は使用せず、非常時のみ使用する。



写真 9-3 (b)階段



写真 9-4 中廊下への出口

- (c)バルコニーは前述の通り、建物を周回する形で設けられており、建具は網入りガラス+アルミサッシ仕様となっている（写真 9-5）。
・避難施設までの距離の最大=11.9m →適合

③調理室の構造

- ・施設が2階にあるので、調理室に対する要求はない。
- ・不燃壁で区画化。カウンター、出入口は枠のみで常開。園児の侵入防止措置あり（写真9-6）。
- ・火気設備は、2口コンロのIH台（写真9-7）。



写真 9-5 (c)バルコニー外観

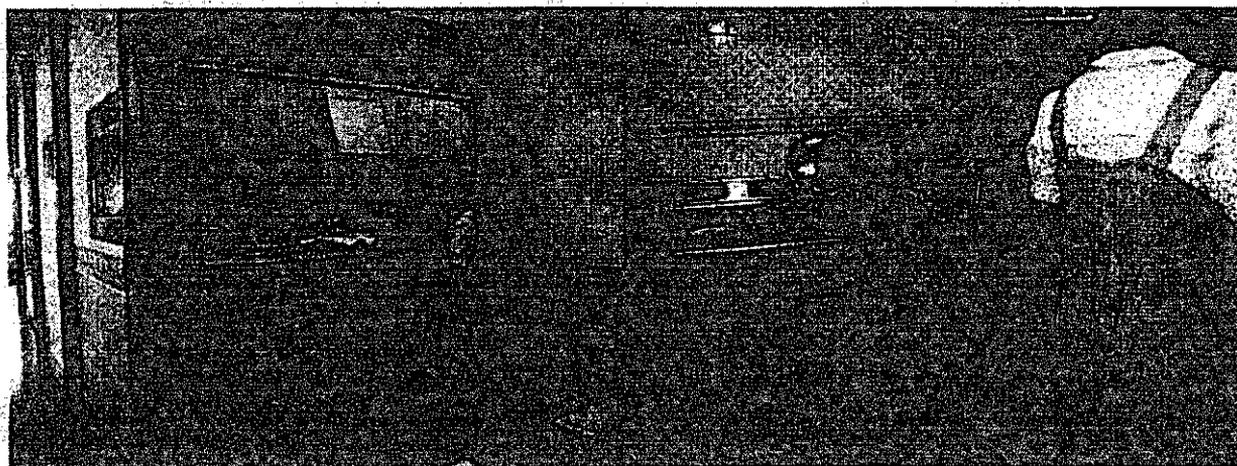
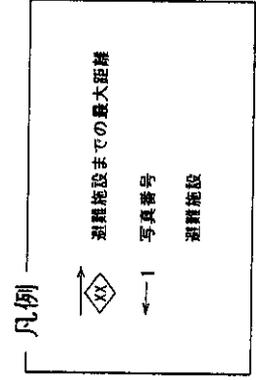
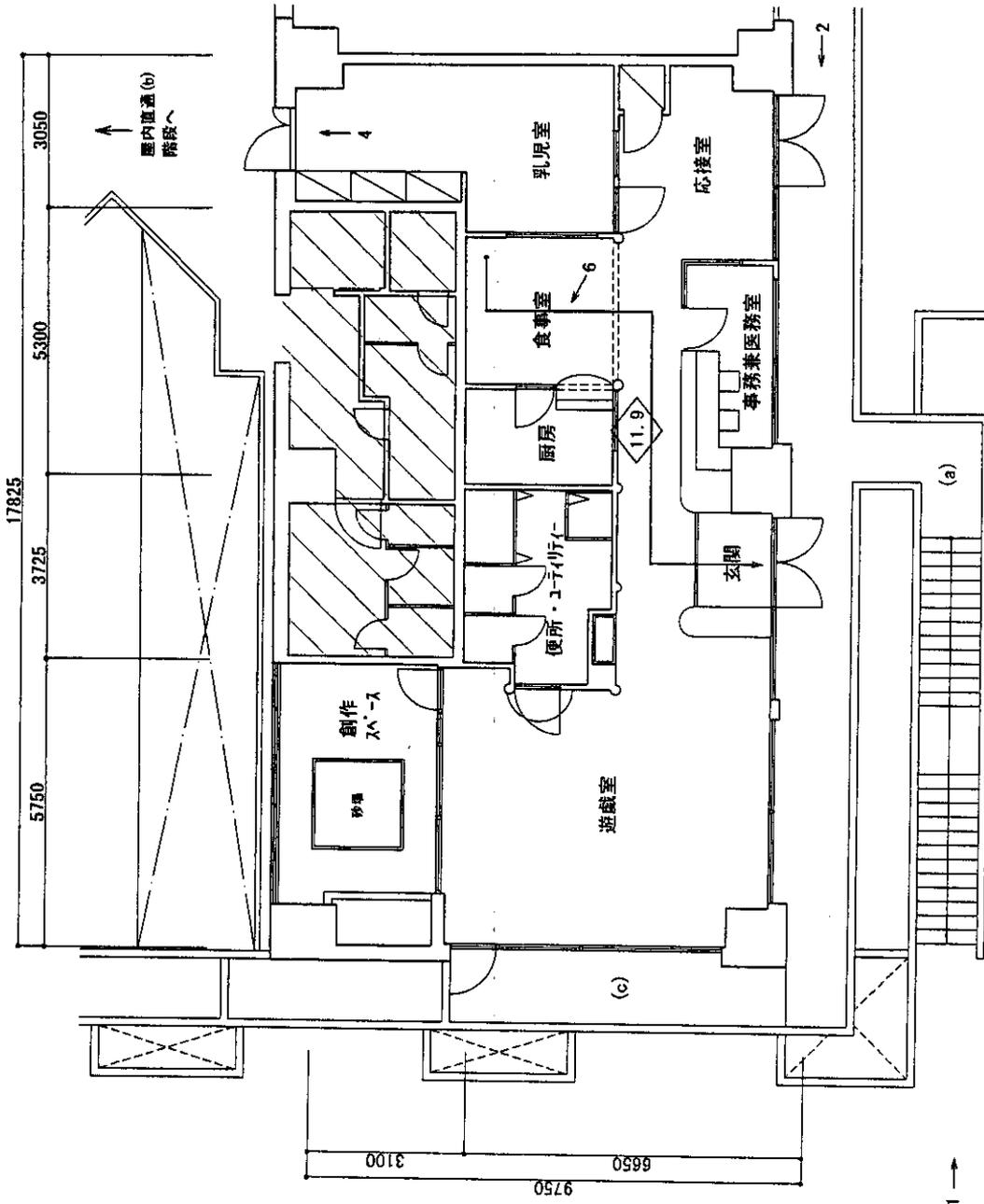


写真 9-6 調理室

写真 9-7 調理設備



保育施設 I S=1:100

(10) 保育施設J

①建築物の構造

- ・耐火建築物（4階建ての2・3階に入居）→適合

②避難施設の構造

- ・屋内直通階段×2(a)、(b) →不適

(a)屋内直通階段側がメインの入口。2階（写真10-1）、3階（写真10-2）とも、保育施設に直結で、現状はフロートガラス入りの框扉。網入りガラスの防火設備仕様に改修の予定。



写真 10-1 (a)階段 2階入口

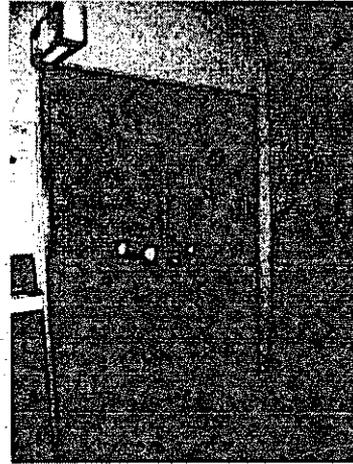


写真 10-2 (a)階段 3階入口

(b)屋内直通階段も、保育施設に直結（写真10-3）。出入口は不燃扉又は木製扉（写真10-4）。出入口以外に木製枠の窓もあり。

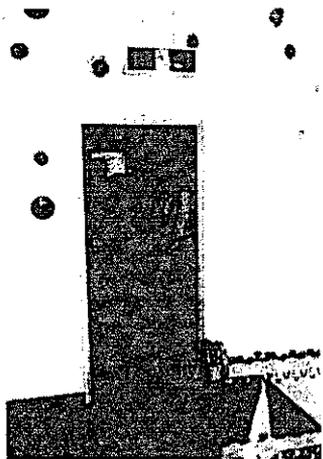


写真 10-3 (b)階段入口（室内より）



写真 10-4 (b)階段から室内

<改修の可能性>

(b)階段と通路を区画して、付室を設けることが可能。その際、物置の窓（階段室に直結）は廃止して壁とし、出入口は付室側に移設する必要あり。また、付室に面する出入口は、防火設備（建築基準法施行令第112条第14項第二号に適合するもの）とすること。

- ・避難施設までの距離の最大=20.3m →適合

③調理室の構造

- ・住宅用スプリンクラー設備を全室に設置（写真 10-5）し、壁は耐火構造、出入口は不燃扉、カウンターはなし。→不適

<改修の可能性>

- ・住宅用スプリンクラー設備を適切な消火装置とみなすことができれば、適合となる。
- ・壁は耐火構造（RC）でおそらく天井裏まで達していると思われるので（ただし設備の貫通部の処理は不明）、出入口扉を特定防火設備とすることで、適合となる。
- ・火気設備は、3口コンロ付＋グリルのガス台、ガスオーブン（写真 10-6）。



写真 10-5 スプリンクラー設置状況



写真 10-6 調理設備

